

全国の自治基本条例における外国人・子どもに対する取扱事例

外国人に対する取扱事例

① 住民投票の請求・投票に永住外国人を含めている

(三重県名張市ほか 8 市町村)

❖ 静岡市自治基本条例

(住民投票の請求及び市議会への付議)

第 26 条 本市に住所を有する年齢 18 歳以上の者（永住外国人を含む。）は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して前条の住民投票の実施を請求することができる。

2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、第 1 項に規定する請求及び当該請求に対する処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

② 住民投票の投票資格者を定めるに当たり外国人に配慮している

(京都府福知山市ほか 3 市)

❖ 伊賀市自治基本条例

(市民投票の原則)

第 19 条 市長は、市政に関わる重要事項について、直接市民の意思を確認するため、議会の議決を経て、市民投票の制度を設けることができる。

2 市民投票に参加できる者の資格その他の市民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。ただし、投票資格者を定めるに当たっては、外国人住民や未成年者の参加に十分配慮する。

3 市長は、市民投票を行うに当たっては、市民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

子どもに対する取扱事例

① まちづくりに参加する権利を規定している

(青森県八戸市ほか 75 市町村)

❖ 上富良野市自治基本条例

(子どものまちづくりに参画する権利)

第 8 条 満 18 歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有します。

② まちづくりに参加する機会を保障している

(宮城県加美町ほか 24 市町村)

❖ 釧路市まちづくり基本条例

(子供のまちづくりへの参加)

第 18 条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加する機会を確保するよう努めなければならない。